

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人真蓮会（以下「本法人」という）の定款第8条・第23条に基づき、本法人の役員及び評議員の報酬等及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事会・評議員会に出席した役員及び評議員には、その勤務形態（常勤・非常勤）、役職、在職年数等を問わず、一律に次のとおり報酬を支給する。

- (1) 支給額は、1回につき金5000円（税控除手取り額）とする。
 - (2) 支給の方法は、会議出席の都度、現金にて支給する方法による。
- 2 前項に定める報酬以外の報酬等、退職手当及び費用は支給しない。

(公表)

第4条 本法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(変更等)

第5条 この規定の変更又は廃止は、本法人の評議委員会の決議によって行う。

附則

この規定は、本法人の評議委員会の議決日から施行し、平成29年4月1日から適用する。